

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年9月19日（平成30年（行情）諮問第399号）

答申日：平成30年12月26日（平成30年度（行情）答申第377号）

事件名：特定個人が特定少年施設で受けた医療的措置等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月5日付け大管発第971号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

処分庁は、不開示決定の理由として、（審査請求人がなした請求（以下、第2の2において「本件請求」という。））「に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるため。」としている。

しかし、以下の理由により、本件請求については不開示決定をすべきではない。

ア 法8条に基づく存否応答拒否が可能となる場合は、仮に文書が存在するとしても不開示情報に該当するという場合であって、本件では法5条1号にあたとされている。しかし、本件請求は同号により不開示とされるべきではない。

すなわち、同号に規定される「個人」には死者は含まれない。法において「個人」に死者を含むべきかどうかについて明示されていないところ、行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を指す。以下同じ。）2条2項柱書きは、「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって」とされており、死者を含めていない。また、法5条1号に規定される「個人」に死者も含

まれるとした場合、当該死者に係る情報はいかなる方法によっても開示されないこととなるおそれが生じ、妥当でない。

よって、同号に規定される「個人」には死者は含まれないと解すべきであって、本件請求は同号により不開示とされるべきではない。

イ 法5条1号に規定される「個人」に死者が含まれたとしても、本件においては、法7条に基づき裁量的開示がなされるべきである。本件請求は、審査請求人自らの子が特定少年施設に在院している期間内の、審査請求人自らの子に係る医療情報の開示を求めるものである。審査請求人は、我が子が特定の少年施設に在院していた事実を把握しているし、また、当該少年施設より我が子に係る情報の提供も受けている。したがって、一般的に想定される「特定の個人が特定の矯正施設に収容されていたこと等を前提とする」情報の開示に伴う不利益について、本件の場合には生じない。他方で、先述のとおり、審査請求人が開示を求めた情報は我が子に係る医療情報であるところ、開示によって請求人が得られる利益は極めて大きい。

よって、本件請求については、法7条に基づき、開示決定がなされるべきである。

(2) 意見書

ア 審査請求人は、不開示決定が取り消されるべき理由の一つとして、法5条1号にいう「個人」に死者は含まれないと解すべきであると主張している。

これに対する説明（理由説明書。下記第3を指す。以下同じ。）は、「法5条1号に規定する「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるものと解され、生前に同号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當である。」のみであるところ、「生前に法5条1号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなる」ことが、いかなる理由で不適當であるかについては、全く示されていない。

法5条1号にいう「個人」に死者は含まれないと解すべき理由については、既に審査請求書において述べているので、再度の詳述は控える。

イ 審査請求人は、不開示決定が取り消されるべき理由の一つとして、法7条に基づく裁量的開示がなされるべきであると主張している。

これに対する説明（理由説明書）は、「本件対象文書を開示することに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。」とするのみであり、不開示とすることにより保護される利益や、開示することに係る公益上の必要性

について、具体的な検討は全くなされていない。

不開示とすることにより保護される利益に関して、本件においては生じないことについては、既に審査請求書において述べているので、再度の詳述は控える。

開示することに係る公益上の必要性についても、同様、既に審査請求書において述べているが、1点、下記主張を加える。

すなわち、本件で審査請求人が開示を求めている情報は、我が子に係る医療情報であるところ、親として、我が子がどのような状態にあったのか、我が子にいかなる医療的措置がとられたのか、について把握することは保護されてしかるべき権利である。

他方で、審査請求人は、現在、当該情報を得られずにいる。つまり、法5条1号にいう「個人」に死者が含まれないとすれば、本件のような法に基づく開示請求の多くは不開示ということになるであろうし、また、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求においても、我が子が既に死亡していることから、形式的な判断のもと、生存する個人に関する情報ではないとして、不開示決定を受けている（ただし、当該決定については、本件と並行して審査請求を行っている。）。

このような結論が現行制度において「正しい」とされるのであれば、親が、我が子の医療情報を把握する権利に照らして、公益上特に必要がある場合にあたると認められるべきである。

ウ 本件においては、不開示決定を取り消し、開示請求情報の開示を行うべきである。

第3 諮問庁の説明

1 本件開示請求は、審査請求人が大阪矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成30年4月5日付け大管発第971号行政文書不開示決定通知書により、別紙に掲げる行政文書（本件対象文書）について、法8条の規定により、開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法8条の規定による不開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のい

かんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

- (2) 本件開示請求は、特定の個人が特定少年施設に収容されていたことを前提とするものであって、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定少年施設に収容されていた又は収容されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

3 本件存否情報について

本件存否情報は、法5条1号に規定する特定の個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

なお、法5条1号に規定する「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるものと解され、生前に同号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當である（詳解情報公開法（総務省行政管理局編））。

4 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において法7条に基づく裁量的開示を求めているところ、同条が規定する裁量的開示とは、開示請求者に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要と認めるときは、これを開示できるとするものであり、その判断は、当該不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるかによって行われる。

この点、本件対象文書を開示することに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

- 5 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定による本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年9月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年11月16日 | 審議 |
| ⑤ | 同年12月7日 | 審議 |
| ⑥ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果となるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、仮にこれが存在するとすれば、特定個人が特定少年施設に收容されていることを前提として作成又は取得された、特定個人を対象とする処遇に関する文書であると解される。そうすると、特定個人を特定した上で開示請求された本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定少年施設に收容されていた、又は收容されている事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当する。さらに、本件存否情報を広く一般に公にする法令や制度があるとは認められないだけでなく、その性質上、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも認められないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、審査請求人は、法5条1号に規定される「個人」には死者は含まれない旨主張するところ、法が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことから、同号の「個人」には、生存する個人のみならず、死亡した個人も含まれると解するのが相当であり、したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) また、審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示も求めているが、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる本件においては、同条は適用できない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

審査請求人の子である特定個人が特定少年施設に在院している期間内に受けた医療的措置（診療，診断，治療（施術，心理ケア，投薬））及び，同期間内に特定個人が訴えた身体及び精神の不具合について記載された，一切の資料。

ただし，特定個人は既に亡くなっています。